

うきは市農業委員会第17回総会議事録

〔開催日時〕 令和元年7月10日（水）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第5号 うきは市空き家に付属した農地の指定について（下限面積における別段の面積）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

報告第4号 違反転用について

〔出席委員〕 15人

会 長 1 6 番 佐々木 芳幸

会長職務代理者 1 5 番 中 村 稔

委 員

1 番 赤司 正光 9 番 堀江 清成

2 番 山下 保則 1 0 番 竹石 正芳

3 番 吉瀬 正毅 1 1 番 樋口 美智子

4 番 石井 好人 1 2 番 堀江 裕一郎

5 番 山手 忠男 1 3 番 樋口 健次

6 番 佐藤 景一 1 4 番 佐藤 春義

7 番 尾花 里美

欠席委員 8 番 梶村 輝明

[農業委員会事務局職員]

事務局長 石井 太

係 長 樋口 秀夫 技 師 堀江 太一

議 事 録

事務局 それではうきは市農業委員会会議規則第5条に基づきまして、
会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願

します。

(議案第1号-1上程)

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。議案第1号「農地法第5条の規定による許可について」を議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 【議案第1号-1朗読・説明】

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 5日に分科会で現場を視察しました。場所ほうきはアリーナの道路沿いの南側です。現在申請地の北側には二軒既に住宅が建っております。東南は住宅地になっております。娘婿が家を建てられるということです。特に問題ないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

議長 それでは担当委員説明をよろしくをお願いいたします。

5番 先程の説明の通りです。うきはアリーナから南に50mくらいのところ。雨水・汚水についても処置されており、なんの問題もありませんので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 ご意見のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。それでは採決に入りたいと思います。賛成の方挙手を願います。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達致します。

議長 引き続き議案第1号-2に移ります。

事務局 【議案第1号-2朗読・説明】

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先日5日に分科会の方で視察しました。お寺の駐車場の拡張ということでの申請です。雨水も西側に水路が流れているので、そこに流すそうです。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは担当委員説明をよろしくをお願いいたします。

7番 先程の説明の通りです。現在お寺の駐車スペースが4台分しかなく、行事の際に路駐して苦情が入ったり、危険だということから今回駐車場を設置したいという事です。現地にも推進委員さんと行きましたが、同意見という事でした。周りも住宅地に囲まれており問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手願います。

議長 質疑無しと認め、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし県の方に進達します。

議長	引き続き議案第1号3に移りたいと思います。
事務局	【議案第1号-3朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長	南側に線路、北側に水路があります。道路沿いに宅地があり、その宅地をまたいで東側に太陽光を設置するとの事です。現在は草に覆われている状態となっております。また、その隣接している宅地も一緒に購入するという事なので工事等の時も特に問題はないとおもいますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	本日、担当委員が欠席しておりますので、代わりに事務局の方から説明致します。
事務局	8番委員の意見を代読致します。 この案件は関係者が三人居られまして、代表して譲受人の方が申請するとの事です。太陽光パネルを設置して売電事業を行うとの事で、合計3筆合計944㎡に設置するという事でした。荒地なので太陽光を作って綺麗に整備していただき、市の税金の増収になり市としてもいいことではないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	質問のある方は挙手願います。
4番	道路沿いの宅地を購入して工事の進入口にするということですが、購入してから工事を始めるわけにはいけないのですか？
事務局	宅地の購入ですが、申請と同時進行で進めていくそうです。
議長	質疑なしと認めます。採決に入ります。賛成の方挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。
議長	引き続き議案第1号4を議題とします。
事務局	【議案第1号-4朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長	場所は朝羽大橋の付近です。譲渡人は譲受人の会社の社長で以前、資材置き場に使用していた土地を地権者の方から返還してほしいとの申し出があったので今回一時転用で社長の土地を次の資材置き場が見つかるまで使いたいとの事です。一応三年間でとの事です、一年間で次の場所を見つけてもらう事をお願いしていこうと分科会では考えております。問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願いいたします。
10番	先程の説明の通りです。譲受人は資材置き場を地権者に返し、変わりの土地を探しておりましたが、中々見つからないという事で、今回一時的に転用して資材置き場に使用したいという事です。近隣の承諾も得ており、水利の面も問題ないと思いま

	す。皆様の審議をお願いいたします。
1 2 番	以前の総会で一時転用で同じような問題が出ておりましたが、原状復帰を行うよう、指導するのは農業委員がするのでしょうか？それとも事務局がするのでしょうか？
事務局	次の土地が見つかった際には、農業委員さんに確認していただき、もし期限内に原状復帰がなされなければ事務局の方で文書を送るなりの対応をさせていただきたいと思っております。
1 2 番	今年から推進委員の活動が始まっておりますが、このような現場での案件は推進委員の担当ではないのですか？他の市町村は現地調査を推進委員がしており、農業委員は総会の方を主にとということなんです、うきは市としてはどのようにしていくつもりでしょうか？
事務局	今のところは総会でもご審議して頂いている農業委員さんの方が詳しいと思いますので、お手数とらせますが確認は農業委員さんをお願いしたいと思っております。
議長	5条申請の時は推進委員も一緒に確認していただくようにしておりますので、推進委員も分かっていると思うので、推進委員にもやっていただきたいと思っております。
4 番	以前に一時転用した案件があるのですが、未だに原状復帰ができていないので、許可だけおれば着工はいつでもいいという考えがあるのではとないかと思うのですが。
事務局	現状を把握して対応していきたいと思っております。
3 番	申請する方に一筆入れていただく事はできないのでしょうか？いつまでに原状復帰をしますなどの。
事務局	現状では一筆もらっているといったことはないのですが、他の市町村はどのような対応をしているか参考にしながら確認していきたいと思っております。
3 番	現状では事務局からそういう場合には文書を送っているということですが、ちょっと強制力が弱いかなと思っております。
議長	そのような事を含め事務局で検討します。
1 4 番	一時転用の許可書というのはどのようになるになるのですか？
事務局	県が許可書を作成しているのですが、一年間の期限付きで出ております。原状復帰する旨の条件が書かれています。
1 4 番	今回の案件は間柄が近いということで問題ないと思っておりますが、他人とのやり取りになった場合、一筆書いてもらっていた方が問題が起こりにくいのではないかと思います。
議長	土地改良を含めて一度事務局で整理して、報告させていただきます。
議長	採決に入りたいと思っております。賛成の方挙手を求めます。
議長	賛成多数と認め許可相当とし、県の方に進達します。

議長	引き続き議案第1号5に移りたいと思います。
事務局	【議案第1号－5朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長	場所は妹川の合瀬耳納トンネルの入り口付近になります。申請地はトンネル工事の時、資材置き場として使用されておりました。ですので、農地としての利用は難しいという事で譲受人が太陽光パネルを設置するとの事です。特に問題はないと思いますので、みなさんのご審議をよろしくお願い致します。
議長	担当委員説明をよろしくお願い致します。
9番	場所は先ほどご説明がありましたとおりで、トンネル工事の資材置き場として土地の半分を使用していたそうです。地元の承諾も得ており水路的な面も問題ないようです。ただ、申請地付近は水源の森百選にも選出されており、調音の滝公園からも近いので景観的にどうかと思うのですが、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
4番	申請地は日当たりが悪く太陽光パネルを設置して採算がとれないのではと思います。それでも管理してもらえばいいのですが、もし放棄されると周りに影響が出てくるので。また、許可がおりてからいつまでに着工しないといけないという決まりはないのですか？許可だけとって着工はいつでもいいという事になってしまうので。
事務局	一応事業計画はあります。ただ、いつからいつまでの期間に終わらせますという計画になるので、着工はばらばらです。なのであまり明確ではない計画です。
9番	昨年許可していた所で、なかなか着工しないので地権者に聞いた話では、資材が高騰し海外から取り寄せるそうです。そしてつい先日届いたということでした。
4番	本来なら購入販路や見積もりを出すと思うのですが、そこまでしっかりとしたものは出てないのですか？
事務局	事務局の方も提出された、事業計画や見積もりや資金計画を正しいものとして判断しています。関係会社等に間違いがないかの確認までできないので。 確かに、精度を上げるのであればそうするのが良いのですが。また、あまりに施工にかからなければ、県から早く施工するよう指導もあります。どのくらい動きがなかったら県が動くのかを調べて、他の市町村の意見も聞いた上で、報告させていただきたいと思います。
3番	5月に太陽光の申請がありましたが、予定地の一部に稲がうえられているがどうなっているか？
事務局	太陽光発電については後程説明させていただこうと考えております。

事務局	先程の申請書類の信憑性ですが、あくまでも現在の計画をあげてもらい、農業委員会に通るまでは動かないでくれという指導をしています。ですので、書類の中で農業委員会では審査していただいているという状況になっています。
議長	それでは採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	賛成多数と認め許可相当とし、県の方に進達します。
議長	続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。
事務局	【議案第2号－1朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
1番	譲渡人は所有者の息子さんで所有者が亡くなったため、家と農地を売るということです。本人も全く農業をしていないということです。特に問題はないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手願ひいます。
議長	質疑なしということで採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで、許可とします。
議長	引き続き議案第2号2を議題とします。
事務局	【議案第2号－2朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
15番	先程の説明のとおりです。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲渡人は後継者もおらず農地は荒れ気味という事で、譲受人が管理するという事です。譲受人も高齢ではありますが、息子さんもいるので大丈夫かと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。
議長	質疑なしと認めます。それでは採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第2号3を議題とします。
事務局	【議案第2号－3朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
15番	先ほどご説明のとおりです。現在借りて柿を作っており、今回正式に買い取るという事です。場所は県道の下と上です。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。

議長	質疑なしと認めます。それでは採決に入りたいと思います。賛成の方挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第2号4を議題とします。
事務局	【議案第2号-4朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしく願いいたします。
5番	先程の案件(1号-1)の東側になります。現況は田と畑になっており、田の所には、田を作る機械が無いため野菜を作るという事です。問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。
議長	質疑無しと認めます。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第2号5を議題とします。
事務局	【議案第2号-5朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしく願いいたします。
6番	場所は小塩の山の中です。申請地を譲受人の土地が囲んでいる状態です。譲渡人も元々この集落の人で、この土地を受け取ってくれるのは他にいないだろうという事です。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手願います。
議長	質疑無しと認めます。採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第2号6を議題とします。
事務局	【議案第2号-6朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしく願いいたします。
13番	申請地は譲受人の家の前になります。現在、申請地にはみかんが植わっておりますが、手入れも年に二回程度しかできていない状況なので、譲受人が購入し管理するということです。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。
議長	質疑なしと認めます。採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	続きまして議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農

	用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。
事務局	【議案第3号－1～5朗読・説明】
議長	質疑に入ります。質問のある方は挙手願います。
12番	議案第3号4の10a当76355円というのはこれは山だからということですか？
議長	これはパイロット事業の話です。柿が植わっておりましたが、大した柿ではないので抜根して別の作物を植えるようにしております。
12番	推進機構が譲受人になっておりますが、これは推進機構がパイロット事業に触手を伸ばしているということですか？
事務局	議案3の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）は地目に関係なく農振地であれば間に入ることができます。
議長	それでは採決に入りたいと思います。議案第3号1～5に賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで、うきは市長の方に意見を提出いたします。
議長	次に議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題とします。
事務局	【議案第4号朗読・説明】
議長	それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手願います。
14番	賃借権と使用貸借権の違いはどういったものでしょうか？
事務局	賃借権は物か金銭が発生する。使用貸借権はなにも発生しない。とっていただければと思います。
議長	それでは採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成という事で議案通り、うきは市長の方へ意見を上申いたします。
議長	議案第5号 うきは市空き家に付随した農地の指定について（下限面積における別段の面積）を議題とします。
事務局	【議案第5号－朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長	先日、分科会で視察しました。空き家が1つと農地が2筆あり、1筆は空き家のすぐそばにあるのですが、もう1筆は空き家から少し離れたところにあります。空き家と農地を一緒に売りたいということですが、離れている農地の方は別でもいいという意見も聞いております。空き家に付属する農地にしては面積が少々大きいので、下限面積の別段の指定ということで申請があがってきております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長	それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手願います。
1 2 番	中島の方は宅地から距離がありますが、これまで空き家に付属した農地に指定して良いのか。家を買わないとその農地を買えないとなると、利用集積にならないのではないのでしょうか。
事務局	空き家に付属する農地に距離の制限はございません。また、空き家を購入しない人でも下限面積の条件をクリアしていれば購入は可能です。空き家バンクに載せる事によって農地の流動化の可能性は広がると思います。
1 2 番	空き家に付随された農地として指定されたら解除はできるのですか？
事務局	今のところ解除した事例はございません。ですが、どこかのタイミングで整理しないといけないと思っております。
議長	他にご意見のある方は挙手願います。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	続いて、報告に移りたいと思います。
事務局	【報告第 1 号 1～8 朗読・説明】
1 2 番	1 号-6 の解約理由が本人耕作となっているが貸人は若いのですか？
議長	一旦貸借を解約し、議案第 4 号 2 にある通り、貸人の子に使用貸借しているようです。
	【報告第 2 号朗読・説明】
	【報告第 3 号朗読・説明】
	【報告第 4 号朗読・説明】
議長	地元農業委員から何かありませんか？
1 0 番	今説明があった通り、現地確認もしましたが、全基撤去は済んでおります。キレイにならされており、草も生えておりません。
議長	以上で報告とさせていただきますが、全体で何かありますか？
4 番	5 月の総会で太陽光の申請が上がっており、それが可決されたと思いますが、やはりできないから田を作ってほしいという話をされました。1 回申請が通ったら計画通り進まなくてもそれでいいのでしょうか？
事務局	以前その件で申請人が来庁され、パネルの仕入れ先の見直しをするため、すぐに着工できない。一年もすればパネルの価格が下がるだろうから一年着工を遅らせたい。との事でした。一年たって値段が下がらなかった場合は更に延長になるのか？と訪

	ねたところ、そうすると、管理をしなくてはならなくなるので、更に伸ばす事は考えていないという事です。ただ、資材を変更して値段がどのくらい違うのかという見積もりもまだ出ていないとのことで、見積が出次第報告するとの事でした。現在まだ報告は受けておりません。
4番	その間の管理はどうしていくのでしょうか。地目が変わっているので農業委員会としては関与できないという事ですか？
議長	地目変更は計画の通り終了しないかぎりできません。
事務局	例えば、除外は済んでいる場合、計画通りにならないければ、元に戻しなさい編入しなさいと指導することになります。また、その間営農していいのかという事ですが、荒廃防止のためにも何年もというわけでは無いですが、こちらの方から耕作をお願いしたいと思っております。
1番	先月、外国人による流川の農地取得の申請で上がっていた所はあれからどうでしょうか？
事務局	許可書は既に渡し済みです。草が伸びているという話は耳に入っておりますので本人に連絡し、管理をよろしくお願ひしますと伝えました。本人も分かりました。との事でしたのでした。これからも気にかけていきたいと思ひますので、何かありましたら情報提供をお願いしたいと思ひます。
3番	去年の申請で大石小学校の西に、荒れている農地があります。そこを地元の利用組合に貸してはどうか。と呼びかけをしてもいいのではないのでしょうか。
事務局	去年も文書を送りましたが、今年は少し書き方を変えてもう一度送ろうかと思ひます。
議長	できるだけ、農業委員・推進員が率先して対応するようお願ひいたします。